

2014年4月22日

## 要 請 書

私たちは、1949年の三鷹事件で死刑判決を受け、獄中で亡くなった竹内景助氏の死後再審実現を支援している「三鷹事件再審を支援する会」です。

下山・三鷹・松川と並び称され、戦後三大フレームアップ事件の一つとされる三鷹事件の犯人とされた竹内景助さんは、東京高裁で弁論も開かれず無期から死刑の判決を受け、最高裁で8対7の多数決で死刑が確定され、再審を求めながら1967年獄死しました。死刑囚の烙印を負われた御家族は今日に至るまでたいへんな辛酸を味わいました。

このような明白な冤罪がなぜ生み出されたのか。最近の相次ぐ冤罪事件や大阪地検特捜部の証拠改竄の反省から「取調べや供述調書に過度に依存した捜査と裁判を見直す」目的で開始された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」に、私たちは冤罪の生み出された原因を探り司法制度の構造的欠陥を改善する議論がなされるだろうと期待しました。

しかし、その後の状況は、取調べを全て録画・録音する「全面可視化」に否定的となり、代わって「司法取引・刑事免責」の導入、「通信傍受法」の適用範囲の拡大など、捜査当局の権限拡大をめざす議論が進められているなど、部会設置当初の趣旨とはむしろ正反対の方向を歩みつつあるように伝えられています。冤罪被害者の気持ちに答える議論が十分尽くされて法案が出されようとしているのか、疑念を抱かざるをえません。

最近の袴田事件再審開始決定は、捜査当局の不法行為が耐え難いほど正義に反する拘置を生み出したと断罪しましたが、この決定は現行司法制度の欠陥を鋭く示しています。抜本的な司法制度の改革なしには、三鷹事件もそうですが、今後、第二、第三の袴田さんを生み出す危険性があると言わざるをえません。

これを機に、貴「特別部会」が、御家族を含めた多くの冤罪被害者の立場に立って、実りある論議と司法改革の方向性を示されることを強く要請いたします。

竹内景助さんは無実だ！

三鷹事件再審を支援する会

東京都三鷹市下連雀 3-6-51-301